

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）により、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「法」という。）に物流効率化のための規制的措置を新設するほか、題名改正等の所要の改正を行うこととしている。

また、改正法の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成 17 年政令第 298 号。以下「令」という。）等について所要の改正を行うこととしている。

法及び令の改正に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

また、いわゆる物流の「2024 年問題」を背景に、今後、首都圏等の大消費地から見て遠隔地である北海道においては、物流の停滞等が生じた場合に受ける影響が大きいと考えられるところ、流通業務の総合化及び効率化に取り組む事業者が今後増加することが見込まれる。これに伴い増加すると見込まれる北海道関係の流通業務総合効率化計画の認定等の申請について、管轄区域における事務を適切に把握する観点から、北海道農政事務所長を経由して農林水産大臣に書類を提出するよう、規則について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 題名改正

改正法により、法の題名が「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率化に関する法律」に改正されることに伴い、規則の題名についても「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」から「物資の流通の効率化に関する法律施行規則」に改正する。

(2) 申請書類の経由先について（規則第 3 条第 5 項第 3 号及び第 5 条第 3 項第 1 号関係）

食品等生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業（都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が地方支分部局の長に委任されているものを除く。）について、法第 6 条第 1 項の規定による総合効率化計画の認定及び法第 7 条第 1 項の規定による総合効率化計画の変更の認定に係る申請書を主務大臣に提出する際に、地方農政局長を経由して提出することとされているが、経由先に北海道農政事務所長を加えることとする。

特定流通業務施設（都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該施設に係る主務大臣の権限が地方支分部局の長に委任されているものを除く。）のうち、卸売市場について、法第 9 条第 1 項の規定による特定流通業務施設の計画の確認に係る申請書を主務大臣に提出する際に、地方農政局長を経由して提出することとされているが、経由先に北海道農政事務所長を加えることとする。

(3) その他

法及び令の題名改正及び条ずれ等に伴う所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年3月

施 行：改正法の施行の日（令和7年4月予定）